

●香川県告示第300号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成27年10月6日から同月20日まで宇多津漁業協同組合において縦覧に供する。

平成27年10月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

綾歌郡宇多津町2698番地3 木谷 長一

綾歌郡宇多津町2628番地119 安岐 勝治

綾歌郡宇多津町2708番地18 木下 一彦

2 加入区の名称

宇多津加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宇多津漁業協同組合